

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により御所市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）トリアル御所店

所在地 御所市大字本馬七の一ほか

二 御所市から聴取した意見の概要

- 1 県道本馬交差点より玉手交差点については、今後通学路として運用する予定をしているため、特に、児童生徒が通学することを想定し安全確保の対策をすること。
- 2 文化財の事前発掘調査中であるため適切に対応すること。
- 3 施設照明において南側農地での耕作に影響がでないよう方向及び明るさに配慮すること。

4 宅地内の雨水対策として農地の方向に流れないようにすること。また、排水についても農地用水と混ざらないようにすること。

5 農地にゴミを投げ込みされないよう対策をすること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十一年一月十一日から同年二月十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで